

ユニット型介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム万亀園 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
兵庫県指定 第2872200288号

当施設はご契約者に対し、ユニット型指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを本書にて説明いたします。

1. 法人(事業者)の概要

法人名	社会福祉法人 万亀会
法人所在地	〒675-0019 兵庫県加古川市野口町水足107-1
代表者氏名	理事長 宮本 秀晃
設立年月日	昭和54年3月27日 設立認可
電話番号	079-426-8200
FAX番号	079-426-6597

2. 建物の概要

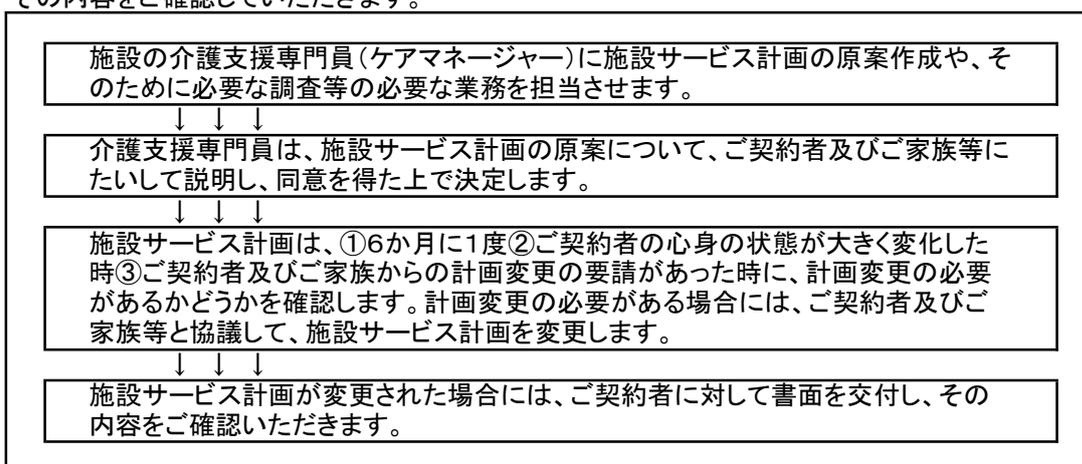
施設名	特別養護老人ホーム 万亀園	
所在地	〒675-0019 兵庫県加古川市野口町水足107-1 JR東加古川駅から北へ徒歩25分	
建物の構造	鉄筋コンクリート造 5階建 延床面積 3,632.98平方メートル	
事業内容	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム万亀園
	短期入所生活介護	ショートステイサービス万亀園
	介護予防短期入所生活介護	
	訪問介護	ホームヘルプサービス万亀園
	介護予防訪問介護	
	居宅介護	
	居宅介護支援	居宅介護支援事業所万亀園
	地域包括支援	地域包括支援センターのぐち
	診療所	万亀園診療所
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型特別養護老人ホーム千鶴園(別棟)
	短期入所生活介護	ショートステイサービス千鶴園(別棟)
介護予防短期入所生活介護		
通所介護事業	デイサービスセンター万亀園(別棟)	
介護予防通所介護		
通所介護事業	リハビリデイサービスちづる(別棟)	
介護予防通所介護		

3. 事業所(施設)の概要

事業名	特別養護老人ホーム 万亀園
事業種別	指定介護老人福祉施設 ユニット型 兵庫県指定第2872200288号 平成12年1月14日
施設長氏名	岩崎 竜太
設立年月日	昭和54年5月1日 設立
電話番号	079-426-8200
FAX番号	079-426-6597
E-mail	info@mankikai.org
事業目的	当施設は、介護保険法令に従い、ご契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むため必要な居室及び共用設備等をご利用いただき、指定介護老人福祉サービスを提供します。
入居定員	70名
入居対象者	①原則として介護保険制度における要介護認定の結果、要介護と認定された方が対象です。入居時に要介護状態であっても、将来要介護認定者でなくなった場合には退居していただくことになります。 ②入居契約の締結前に、所定の感染症等に関する健康診断書の提出をお願いします。診断の結果、施設での生活を送ることが可能と判断された方が対象となります。施設での生活が困難であると施設側が判断した場合、その状態が改善されるまで入居をお待ちいただく可能性があります。

4. サービスの提供の流れ

ご契約者に対する具体的なサービスの内容やサービス提供方針については、入居後に作成する、「施設サービス計画(ケアプラン)」で定めます。「施設サービス計画」はご契約者に対し書面で交付し、その内容をご確認していただきます。



5. 居住スペース

個室(1人部屋)	72室	各ユニットに9室。 ベッド、収納庫、洗面棚、エアコン設置 1室あたりの面積:15.00~15.09平方メートル
キッチン	8箇所	各ユニットに1箇所。システムキッチン、冷蔵庫設置
食堂兼リビング	8室	各ユニットに1室。テーブル、椅子、テレビ設置
トイレ	24室	各ユニットに3室
脱衣室	8室	各ユニットに1室
浴室	個人浴槽	8室
	寝台浴槽	1室
		各ユニットに1室。リフト付個人浴槽設置 機械浴槽設置
談話室	3室	2・4・5階
地域交流センター	1室	1階
医務室	1室	3階

2~5階それぞれに、9つの居室とリビング、トイレ、浴室等を1グループの生活単位となるユニット型スペースを設置しています。その他、フロアごとの談話室と、1階に地域交流センターを設置しています。

6. 職員

職種	指定基準	主な勤務時間	主な業務
施設長(管理者)	1名	8:30~17:30	施設の運営を掌握し、職員を指導監督します。
介護支援専門員	1名以上	8:30~17:30	施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。
生活相談員	1名以上	8:30~17:30	日常生活上の相談に応じ、生活支援を行います。
介護職員 (ユニットリーダー 8名含む)	22名以上	9:00~18:00 7:00~16:00 12:00~21:00 16:00~7:00	日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
看護職員	3.3名以上	8:30~17:30 9:00~18:00	健康管理及び療養上のお世話をします。
機能訓練指導員	1名以上	8:30~17:30	日常生活に必要な機能の維持・回復のための訓練を行います。
管理栄養士	1名以上	8:30~17:30	栄養管理や食事全般に関する調整を行います。
医師	2名	内科:週2日 精神科:月2回	健康管理及び療養上の指導を行います。

7. サービス内容

施設では、ご契約者に対し以下のサービスを提供します。

(1)介護保険の給付対象となるサービス(利用料金の一部が介護保険より給付されます)
(2)介護保険の給付対象とならないサービス(利用料金の全額がご契約者の負担です)

(1) 介護保険の給付対象のサービス

① 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、費用の大部分(通常は9割)が介護保険から給付されます。

食事準備	管理栄養士の立てる献立により、ご契約者の心身の状況及び嗜好に応じて、適切な栄養量及び内容の食事の準備と、必要な介助を行います。
入浴	マンツーマンでの入浴又は清拭を週2回以上行います。ご契約者の心身の状況により、個別浴槽(リフト浴)か寝台浴槽を選択することが可能です。
排泄	ご契約者の排泄の自立を目指し、安易におむつ使用を選択しない援助を心掛けます。
機能訓練	ご契約者の日常生活を営む上で必要な生活機能の改善、又はその減退防止に努め、必要な機能訓練を実施します。
健康管理	医師や看護職員が、常にご契約者の健康状況に注意し、また定期的に健康チェックを行います。
相談	ご契約者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り援助を行うように努めます。
その他 日常生活上の 支援	ご契約者の寝たきり防止のため、できるかぎり離床していただけるよう配慮します。 ご契約者ごとの生活のリズムを把握し、可能な限りそれに沿った援助を行います。 ご契約者の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう配慮します。

② 介護保険の給付の対象となるサービスの利用料金

介護サービス費用(30日あたり)※一割負担の場合

ご契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費用①	267,259円	291,535円	317,544円	342,164円	366,094円
うち、介護保険からの給付額②	240,533円	262,381円	285,789円	307,947円	329,484円
自己負担額③(①-②)	26,726円	29,154円	31,755円	34,217円	36,610円

※1 上記の介護サービス費用は、2024年8月時点の当施設における標準的な加算項目により算定しています。ご契約者の個々の状況や、施設の体制や配置、取組状況により以下の加算が追加又は削除される場合があります、実際の利用料金と異なる場合があります。

※2 加古川市の地域区分では1単位が10.14円となります。金額は1計算ごとに小数点以下切捨のため、多少の誤差が生じる場合があります。

※3 介護保険法改正や施設の体制の変更等に応じ、上記以外で別途加算が算定される等、料金体系が変更される場合には、ご契約者に書面でお知らせします。

●基本項目(1日あたり)

ご契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型介護福祉施設 サービス費(ユニット型個室)	670単位	740単位	815単位	886単位	955単位

●加算項目(1日あたり)

日常生活継続支援加算2	46単位	認知症の方やたん吸引が必要な方が一定数以上入居し、介護福祉士を一定数以上配置等
看護体制加算Ⅰ2	4単位	常勤の看護師を1名以上配置
看護体制加算Ⅱ2	8単位	常勤の看護師を2名以上配置
夜勤職員配置加算Ⅳ2	21単位	夜勤職員配置で介護・看護職員を最低基準数以上配置
個別機能訓練加算Ⅰ	12単位	機能訓練指導員を配置し、計画書に沿った訓練を実施

個別機能訓練加算Ⅱ	20単位	計画書の内容を厚労省に提出し、フィードバックを受けている
ADL維持等加算Ⅰ	30単位	利用者のADL維持または向上を評価する場合
若年性認知症受入加算	120単位	若年性認知症の利用者を受け入れた場合
精神科医療養指導加算	5単位	精神科医師による療養指導を月2回以上実施
外泊時費用加算	246単位	病院等へ入院または居宅等へ外泊した場合(月6日限度、月をまたぐ場合最長12日)
外泊時在宅サービス 利用費用加算	560単位	病院等へ入院または居宅等へ外泊した場合(月6日限度、月をまたぐ場合最長12日)
初期加算	30単位	入居日から30日以内(30日以上入院後の再入所も同様)に算定(最長30日間)
再入所時栄養連携加算	200単位	再入所時に病院等と食事形態や栄養等についての連携調整を行った場合(1回限り)
退所前 訪問相談援助加算	460単位	退居に先立って退居後の居宅を訪問し相談援助を行った場合(2回限度)
退所後 訪問相談援助加算	460単位	退居後に、退居後の居宅を訪問し相談援助を行った場合(1回限度)
退所時相談援助加算	400単位	上記に加え、居宅サービス等に必要な情報提供を行った場合(1回限度)
退所前連携加算	500単位	退居後のケアマネと連携し、居宅サービスの調整を行った場合(1回限度)
福祉施設栄養マネジメント 強化加算	11単位	基準以上の管理栄養士を配置し、低栄養状態のリスクが低い入居者への対応を行った場合
経口移行加算	28単位	著しい摂食障害がある方を経口摂取に移行するための取り組みを実施(月1回・6ヶ月限度)
経口維持加算Ⅰ	400単位	摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施(月1回)
口腔衛生管理加算Ⅰ	90単位	歯科医師等が介護職員に対する口腔衛生の技術的助言と指導を年2回以上実施
療養食加算	1食につき 6単位	医師の発行する食事箋に基づき療養食を提供(1日につき3回を限度)
看取り介護加算Ⅰ 1	72単位	看取り看護体制で、当該施設・在宅にて死亡した日以前31～45日前に算定
看取り介護加算Ⅰ 2	144単位	看取り看護体制で、当該施設・在宅にて死亡した日以前4～30日前に算定
看取り介護加算Ⅰ 3	680単位	看取り看護体制で、当該施設・在宅にて死亡した日の前日・前々日に算定
看取り介護加算Ⅰ 4	1,280単位	看取り看護体制で、当該施設・在宅にて死亡日に算定
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3単位	褥瘡を予防するため、定期的な実施評価を計画管理した場合
排せつ支援加算	10単位	排泄に介護を要する利用者に対し多職種で協働して支援計画を作成し実施評価した場合(月)
自立支援促進加算	300単位	入居者の尊厳及び自立支援に係るケアの質の管理を多職種共同で継続的に行う場合(月1)
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50単位	サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合(月1回)
安全対策体制加算	20単位	組織的に施設の安全対策を講じた場合(1回限り)
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10単位	技術の進歩を介護サービスに取り入れ、質の高いケアを提供しながら職員の負担軽減を目的
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	算定単位の合計の14%	介護職員等の処遇改善のために使われる。月算定単位数の14%(月1回)

(2) 介護保険の給付対象でないサービス

① 介護保険の給付の対象とならないサービスとその利用料金

居室提供	880円～ 2,500円 (1日)	居室を提供します。ベッド、収納庫、洗面棚、エアコンは標準的に設置しています。家具や家電の持込みも可能です。保険者の発行する「介護保険負担限度額認定証」(※1)をお持ちの場合は、認定に応じて費用(居住費)が減額されます。(※2)
食事提供	300円～ 1,500円 (1日)	1日3食の食事を提供します。保険者の発行する「介護保険負担限度額認定証」(※1)をお持ちの場合は、認定に応じて費用(食費)が減額されます。(※3)

理容・美容	実費	外部業者委託で園内で理容・美容をご利用いただけます。散髪ボランティアをご利用の場合は1回あたり1,600円です。顔ぞり毛染め等も別料金で可能です。
貴重品管理	実費	ご希望により貴重品をお預かりいたします。形状・内容等によりお預かりをお断りすることもございます。サービス利用料金の口座振替に使用する、ご契約者名義の通帳と印鑑もお預かりいたします。
家電の設置	1点につき 500円 (1か月)	テレビ、冷蔵庫、電気ポット、パソコン、電気毛布、空気清浄機等、個人的に使用する家電をお持ち込みになられた場合、電気使用料として1点につき1か月当たり500円を徴収します。ただし、小型ラジオや電気カミソリ等の電気代が軽微なものについては頂かない場合もございます。
行事・レク	実費	行事及びレクリエーションを計画・実施します。たいていの場合は無料もしくはユニット費内で賄われますが、実費をいただく場合があります。
複写物交付	10円 (1枚)	文書複写時の費用です。
ユニット費 (家族会費)	800円 (1か月)	各ユニットやフロアでの行事を含め、誕生会や盆踊り、敬老会、クリスマス会、家族会など全体行事の実施経費の一部に充当します。
外出時付添	2,000円 (1時間)	ご契約者の外出等にご家族からの要請があり、職員が付き添った場合(ご家族が対応できない場合等)に徴収いたします。

② その他、ご契約者に負担いただくべき費用

施設が徴収する場合と、業者等に直接お支払いいただく場合の両方がございます。

医療費	実費	診察費・薬剤費等です。インフルエンザの予防接種代等も含まれます。
日常生活上 必要となる 物品の購入費	実費	日常生活を送る上で必要な物品で、個人的に使用する日用品全般が対象です。ティッシュペーパー、タオル、歯磨き粉、歯ブラシ、義歯洗浄剤、使い捨て手袋等は施設で販売もいたします(ご家族が現物をお持込みいただくのが難しい場合)。ただし、おむつ代については介護保険給付対象となりますので不要です。
教養娯楽費	実費	ご契約者が希望選択する教養娯楽実施に要する費用、個人的な新聞・雑誌・おやつ等が対象です。
交通費	実費	ご契約者の個人的理由で外出した際に要したガソリン代、通行料、乗車料等です。ご契約者の代理として職員が外出した場合に要した費用も対象です。
その他の費用	実費	その他、ご契約者にご負担いただくのが適当と考える費用です。
契約終了後の 居室費用	「13. 居室 の明け渡し」 参照	ご契約者が、本来の契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金です。

前記①②の料金のうち、施設が定める費用の額を改定する場合には、ご契約者に1か月以上前に書面でお知らせします。

※1 ご契約者の負担段階区分

「介護保険負担限度額認定証」は第1～3段階のかたに発行されます。

4段階 (非該当)	ご本人か、同世帯者に住民税が課税されている方
3-②段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方。預貯金等の資産が単身500万円、夫婦で1,500万円以下の方
3-①段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方。預貯金等の資産が単身550万円、夫婦で1,550万円以下の方
2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方。預貯金等の資産が単身650万円、夫婦で1,650万円以下の方
1段階	生活保護受給者の人、老齢福祉年金受給者で、世帯全体が市民税非課税の方

※2 居室の提供費用

ご契約者の負担段階区分	4段階 (非該当)	介護保険負担限度額認定			
		3-②段階	3-①段階	2段階	1段階
居住費(1日)	2,500円	1,370円	1,370円	880円	880円
居住費(30日)	75,000円	41,100円	41,100円	26,400円	26,400円

※3 食材料及び食事提供費用

ご契約者の負担段階区分	4段階 (非該当)	介護保険負担限度額認定			
		3-②段階	3-①段階	2段階	1段階
食費(1日)	1,500円	1,360円	650円	390円	300円
食費(30日)	75,000円	40,800円	19,500円	11,700円	9,000円

(3) 利用料金のお支払方法

(1)(2)の利用料金は1か月ごとに計算しますので、当月の利用料金は翌月20日までに、お支払いください。1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

① 指定口座(ご契約者名義)からの自動振替

施設指定金融機関の兵庫信用金庫・東加古川支店にてご契約者名義の口座を開設していただき通帳と印鑑は必ずご家族(身元引受人)に管理いただきます。サービス利用料金や日用品代、協力病院での受診料等は、月末締めとし、1ヶ月まとめて上記の口座より自動振替させていただきます。あらかじめ必要金額を口座にご入金下さい。

② 指定口座への振込

下記の施設の指定口座にお振込みいただくことも可能ですが、振込手数料はご負担下さい。なお、振込者名はご契約者名でお願いいたします。

金融機関	兵庫信用金庫 東加古川支店 銀行コード:1687 店番号:024
口座	種別:普通預金 口座番号:169409
名義	トクベツヨウゴロウジンホームマンキエン シセツチョウ イワサキリュウタ 特別養護老人ホーム万亀園 施設長 岩崎竜太

③ ご契約者指定口座からの自動振替

ご契約者指定の口座から、自動引落をいたします。手数料は事業所で負担します。

8. 非常災害対策

施設は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、定期的に必要な訓練を行います。また、定期的に防災設備等の点検を実施します。

安全・衛生・防災の管理上、ご契約者の居室に立ち入り措置をとることがあります。

9. 身体拘束の禁止

施設は、ご契約者の生命又は身体を保護するため、緊急やむをえない場合を除き、拘束等の身体の行動を制限する行為を行いません。

ただし、緊急やむを得ず身体的拘束を行う事態となった場合には、ご契約者またはご家族の同意を得、また拘束が必要となった理由及び拘束を行った期間並びにその内容を記録等に明記します。

10. 秘密保持

施設の職員及び職員であった者は、業務上知り得たご契約者及びご家族の個人情報を保持し、そのために必要な措置を講じます。

11. 身元引受人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきたご家族やご親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしもこれらの方に限る趣旨ではありません。

身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、ご契約者と連帯して、その債務の履行義務を負うこととなります。

ご契約者が医療機関に入院される場合や当施設から退居される場合には、必要な事務処理や費用負担等を行ったり、さらには当施設と協力・連携し、退居後のご契約者の受け入れ先を確保する等用責任を負うこととなります。

ご契約者が入居中に亡くなられた場合には、そのご遺体や残置品の引き取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。また、ご契約者が死亡されていない場合でも、契約終了後にご契約者ご自身が残置品(居室内に残置する日用品や身の回り品等であり貴重品は除外します。(※5))を引き取れない場合には、身元引受人にお引取りいただきます。これらの引き取り等の処理に係る費用については、ご契約者または身元引受人にご負担いただくこととなります。

なお、貴重品として施設がお預かりしているもの(金銭や預金通帳、印鑑その他)は残置品に含まれず、相続手続きに従って、その処理を行うこととなります。

12. 入居に関する留意事項

設備等の使用	設備等は本来の用途に従ってご使用ください。設備・備品等を破損・汚した場合、原状に復すか相当の代価をお支払いいただきます。
喫煙	施設及び敷地内は禁煙です。ご契約者で喫煙を希望される方については、その対応について都度相談に応じます。
迷惑行為	施設内での宗教活動・政治活動・営利活動はできません。
持込みの制限	危険物の持ち込みはできません。また、他の入居者に迷惑が掛かる物品もご遠慮ください。
居室の変更	原則として、一度入居された居室を変更することはありませんが、ご契約者の心身等の状況により、やむをえず変更する場合があります。その際にはご契約者及びご家族と協議の上、決定することとします。
食事	食事が不要な場合は、前日までに職員にお申し出ください。
面会	来訪者は、その都度職員にお申し出下さい。面会票への記入をお願いします。面会時間は原則として9:00～18:30ですが、それ以外の時間帯にお越しの際には、事前にご一報ください。
外出・外泊	2日前までに職員にお申し出下さい。原則7泊(月をまたがる場合は最長13泊)までとしています。それを超える場合はご相談ください。

13. 事故発生時の対応

- ① 施設は、ご契約者に事故等が発生した場合には速やかにご契約者のご家族及び保険者に連絡をするとともに必要な対応を行います。
- ② 事故が発生した場合には、施設はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- ③ 施設内において、施設(事業者)の責任によりご契約者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。
 但し、施設の責任といえる理由がない場合は損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の内容に該当する場合には施設は損害賠償責任を免れます。
 - ご契約者及びご家族等が、契約締結時やサービス実施にあたった際、ご契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
 - ご契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が生じた場合。
 - ご契約者及びご家族が、事業者もしくは職員の指示等に反して行った行為に起因して損害が生じた場合。

14. 入院・外泊

- ① ご契約者の入院が3か月以内の場合は、ご希望の場合は退院後必ず再入居いただけます。但し、連続して3か月を超えて入院すると見込まれるとき、もしくは入院したときには、退居(契約終了)となります。退院後に再入居をご希望の場合にはご相談下さい。
- ② ご契約者が入院又は外泊された場合は、通常のサービス利用料金は必要ありません。但し、介護保険法により1か月に6日を限度として(月をまたがる場合は最長12日間)、1日につき外泊時費用加算249円と、居住費(820円～2,500円)が必要になります。
 なお、入院・外泊の初日及び最終日は通常のサービス利用料金となります。
- ③ 7日目以降(月をまたがる場合は最長で13日目以降)は、外泊時費用加算は算定されませんが、居室の維持費として居住費を徴収いたします。その際には、通常は減額された居住費(820円もしくは1310円)をお支払いのかたも、1日あたり2,500円のご負担となります。
- ④ ご契約者が不在の期間中に、居室をショートステイサービスに転用された場合(事前にご契約者及びご家族に確認いたします)には、上記の外泊時費用加算及び居住費は徴収いたしません。その間、ご契約者の衣類・家電・家具等の個人所有物品は、別スペースに移動し、保管させていただきます。

15. 協力医療機関

万亀園診療所	所在地	〒675-0019 加古川市野口町水足107-1(施設内)
	診療科	内科
順心病院	所在地	〒675-0122 加古川市別府町別府865番1
	診療科	脳神経外科・循環器内科・呼吸器科・耳鼻科 他
私立稲美中央病院	所在地	〒675-1114 加古郡稲美町国安1286-23
	診療科	内科・外科 他
あきもとクリニック	所在地	〒675-0011 加古川市野口町北野1139-4
	診療科	外科・胃腸科・リハビリテーション科

ファミリークリニック 加古川	所在地 診療科	〒675-0031 加古川市加古川町北在家2447 内科・小児科・外科
東加古川病院	所在地 診療科	〒675-0101 加古川市平岡町新在家1197-3 精神科
山田歯科医院	所在地 診療科	〒675-0101 加古川市平岡町新在家1474 歯科
フジタ歯科	所在地 診療科	〒673-0044 明石市藤江1493-1 歯科

ご希望により、上記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。但し、優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、上記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。

16. 契約の終了

特に契約終了日は定めていませんが、以下の事項に該当される場合は、退居(契約終了)となります。

- ① ご契約者がお亡くなりになったとき。
- ② ご契約者が要介護認定者でなくなったとき。
- ③ 施設の閉鎖・縮小・滅失等でサービス提供が不可能になったとき。また、介護保険の指定施設でなくなったとき。
- ④ ご契約者及びそのご家族から退居のお申し出があったとき。また、実際に退居されたとき。
- ⑤ ご契約者が他の介護保険施設に入所されたとき。
- ⑥ 事業所(事業者)から、退居していただくよう申し出たとき。この場合には、事業者は契約終了を希望する日の1ヶ月までに契約者に通知するものとします。
 - ご契約者及びご家族等が、契約締結時やサービス実施にあたって、ご契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因してその結果本契約を継続しがたい重大な事情が発生した場合。
 - ご契約者及びそのご家族が、利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金支払いの催告を行ったにもかかわらずお支払いされない場合。
 - ご契約者及びそのご家族が、故意又は過失により施設・職員・他の入居者のみならずご契約者ご自身の生命・身体・財物・信用等を著しく傷つけ、又健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるなど、もしくは著しい不審行為を行うことなどによって、契約を継続し難い事情を生じさせた場合。
 - ご契約者及びそのご家族が、サービス従事者もしくは他のご利用者等に対し、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為や、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等のハラスメント行為を行った場合。
 - ご契約者及びそのご家族が、サービス従事者もしくは他のご利用者等に対し、許可なく写真撮影、録音、録画、SNS等への投稿を行う等、プライバシー又は個人情報を漏洩させた場合。
 - ご契約者が連続して3ヶ月を超えて入院すると見込まれるとき、もしくは入院した場合。(退院後に再入居をご希望の場合にはご相談下さい)
- ⑦ ご契約者からの解約・契約解除のお申し出があった場合。

17. 居室の明け渡し

ご契約者及びご家族(身元引受人)は、退居(契約終了)時には、すでに実施されたサービスに対する利用料金を支払い、また居室等を入居前の状態に回復した上で明け渡して下さい。

ご契約者は上記の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金(※1)を支払うものとします。

※1 退居から現実に明け渡しまでの期間に係る所定の料金(1日あたり)

契約終了後の 居室費用	=	ご契約者の要介護度に応じた 1日分の介護サービス費用(総額)	+	居住費 2,500円	+	食費 1,500円
----------------	---	-----------------------------------	---	---------------	---	--------------

18. 苦情受付

苦情の受付について、以下の窓口を設置しています。

① 施設の窓口

受付担当者	特別養護老人ホーム万亀園 生活相談員 西野 聡浩		
苦情解決責任者	特別養護老人ホーム万亀園 施設長 岩崎 竜太		
第三者委員	社会福祉法人万亀会 評議員 西向 悦子		
受付時間	毎週月曜日～金曜日、9:00～17:00		
電話番号	079-426-8200	FAX番号	079-426-6597

② 行政機関の窓口

兵庫県 国民健康保険 団体連合会	所在地 電話番号	〒650-0022 神戸市中央区三宮町1-9-1-1801 078-332-5617
	受付時間	毎週月曜日～金曜日、9:00～17:15

加古川市役所 介護保険課	所在地	〒675-8501 加古川市加古川町北在家23-1
	電話番号	079-427-9123
	受付時間	毎週月曜日～金曜日、8:45～17:15

平成21年 6月 1日 作成
平成21年 8月19日 改訂 (Eメールアドレス変更)
平成22年 4月 1日 改訂 (ユニット費・利用料金支払い方法変更)
平成23年 4月 1日 改訂 (苦情受付 受付担当者)
平成24年 4月 1日 改訂 (サービス利用料金・居室提供費用・苦情受付担当者・協力病院所在地)
平成26年 1月 1日 改訂 (協力医療機関)
平成26年 4月 1日 改訂 (事業内容・サービス利用料金・留意事項・協力医療機関)
平成27年 4月 1日 改訂 (6. 職員、7. サービス内容)
平成30年 4月 1日 改訂 (7. サービス内容)
令和 1年10月 1日 改訂 (7. サービス内容)
令和 3年 4月 1日 改訂 (3. 事業所の概要、7. サービス内容)
令和 3年 8月 1日 改訂 (7. サービス内容)
令和 4年10月 1日 改訂 (7. サービス内容、16. 契約の終了)
令和 6年 4月 1日 改訂 (7. サービス内容、15. 協力医療機関、18. 苦情受付)
令和 6年 6月 1日 改訂 (7. サービス内容)
令和 6年 8月 1日 改訂 (7. サービス内容)

令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分

特別養護老人ホーム万亀園でのサービス提供について、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 兵庫県加古川市野口町水足107-1
事業者名 社会福祉法人 万亀会
代表者名 理事長 宮本 秀晃
説明者 所属・職種・氏名 特別養護老人ホーム万亀園・生活相談員・山田 友介

私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住所 _____
氏名 _____

身元引受人 住所 _____
氏名 _____ (契約者との関係:)
電話 _____ 携帯 _____

署名代行者 住所 _____
氏名 _____ (契約者との関係:)

立会人 住所 _____
氏名 _____ (契約者との関係:)